［削る。］

(a)　次のⅰからⅲまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね６月を経過した日から当該ⅰからⅲまでに定める期間（e(a)において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における中間連結貸借対照表（連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

ⅰ　法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第２項に規定する期間

ⅱ　法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第３項に規定する期間

ⅲ　法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項　３月

［削る。］

［削る。］

(b)　［略］

(a)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね３月を経過した日から令第４条の２の10第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第４条の２の10第４項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［加える。］

［加える。］

［加える。］

(c)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね９月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね７月から９月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　［同左］